



2024年11月25日

各位

会社名 株式会社ピクセラ
代表者名 代表取締役社長 藤岡 毅
(コード番号：6731 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 経営管理本部 本部長 岩井 亨
(TEL. 050-1780-3296)

第20回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2024年9月26日付の当社取締役会において決議し、2024年11月22日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）で承認されました、EVO FUNDを割当先とする第20回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、本日、本新株予約権の発行価額の総額（7,500円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権に関する詳細につきましては、2024年9月26日公表の「第三者割当による第20回新株予約権の発行及び新株予約権の買取契約の締結、無担保社債（私募債）の発行、並びに定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

本新株予約権の概要

(1)	割 当 日	2024年11月25日
(2)	発行新株予約権数	750,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
(3)	発行価額	総額7,500円（新株予約権1個あたり0.01円）
(4)	当該発行による潜在株式数	普通株式75,000,000株
(5)	資金調達額	1,493,222,500円
(6)	行使価額	1株あたり20円
(7)	募集又は割当て方法	第三者割当による
(8)	割 当 先	EVO FUND
(9)	権利行使期間	2024年11月26日（当日を含みます。）から2025年11月25日（当日を含みます。）までとします。
(10)	そ の 他	当社は、EVO FUNDとの間で、①本臨時株主総会において、有利発行による本新株予約権の発行及びこれに伴う大規模な希薄化に関する議案が承認（特別決議）されること（特定引受人との間の総数引受契約が承認されることを含みます。）、②本臨時株主

		総会において、当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認（特別決議）されること、並びに③金融商品取引法による届出の効力が発生した後に、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要することを規定する本新株予約権の買取契約を締結しております。
--	--	---

以上